

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）について

1 条例改正に至る経緯等

本条例は「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（以下「行政手続オンライン化法」という。）の趣旨に基づき、平成20年3月21日に制定しました。

これにより、紙で申請していた手続を電子申請等で行えるようにしてきたところですが、行政手続オンライン化法が改正（令和元年12月16日施行）され、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称が変更されるとともに、行政手続等のさらなる利便性の向上を図るために行政手続の原則オンライン化が掲げられ、そのために必要な事項が定められました。

これを受けた本条例の改正に向けて、本市の考え方がまとまりましたので、市民意見の募集を行います。

2 行政手続オンライン化法の改正

行政手続オンライン化法の改正により、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められました。

- ①情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）に名称を変更
- ②電子申請や電子メール等を活用した行政手続のオンライン実施を原則化。また、本人確認や手数料の収納もオンラインで実施
- ③行政機関同士の連携により入手・参照が可能な情報について、書類添付を不要とする規定を整備（住民票の写しや登記事項証明書等）
- ④高齢者等に対する相談や助言等の援助により、情報通信技術の利用のための能力格差の是正
- ⑤API（外部連携機能）の整備、情報システムの共用化、データの標準化等、オンライン化の実現のための情報システム整備計画の策定

※これらの取組について、地方自治体では努力義務となっています。

3 本市における対応

行政手続オンライン化法の改正に伴い、本条例を次のように改正します。

- ①行政手続オンライン化等の基本原則を新たに規定
- ②オンラインでの本人確認（署名に代えた個人番号カードの利用）を可能とする条項の追加
- ③手数料納付について、電子納付による手法を可能とする条項の追加
- ④情報連携等で入手できる添付書類の省略を可能とする条項の追加

4 今後の予定

- ・令和2年12月：意見を踏まえて改正案の再検討
- ・令和3年2月：令和3年第1回定例会に議案提出
- ・令和3年4月：改正条例施行予定